

## 第4回 障害者文化芸術活動推進会議議事要旨

日時：令和5年2月9日（木） 11：00～11：30

会場：オンライン開催

出席者：

外務省 文化交流・海外広報課 三浦首席事務官

文部科学省 里見大臣官房審議官（総合教育政策局担当）

文化庁 鈴木文化戦略官

厚生労働省 社会・援護局 辺見障害保健福祉部長

経済産業省 商務・サービスグループ 田中商務・サービス政策統括調整官

国土交通省 住宅局 今村参事官（建築企画担当）

事務局：

文化庁 地域文化創生本部 高田事務局長

厚生労働省 障害保健福祉部 奥出自立支援振興室長

議題：

- （1）障害者文化芸術活動推進会議の設置について
- （2）「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」（案）について
- （3）その他

概要：

○冒頭、鈴木文化戦略官及び辺見障害保健福祉部長より以下の通り挨拶を行った。

### 【鈴木文化戦略官】

第2期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画案」については、昨年6月に開催した本会議を踏まえ、昨年8月～12月にかけて有識者会議が計4回開催され、関係者のヒアリングを行うなど、構成員の皆様に精力的に御議論をいただいた。関係省庁の皆様方におかれては、有識者会議への参加など、多大なる御協力をいただき、御礼を申し上げます。

本日は、有識者会議の意見を踏まえて作成した第2期の基本計画案について御審議いただくこととしており、本日の会議の後、パブリックコメントを実施し、3月下旬に決定・公表する予定としている。今回の会議は、第2期の基本計画公表前の関係省庁会議としては最後の機会となる。

**【辺見障害保健福祉部長】**

第2期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の改定に向けて、昨年8月より有識者会議で議論を重ねてきた。関係省庁の皆様のご協力で、この度第2期計画の案をお示しできる運びとなり、改めて感謝申し上げます。

また、有識者や関係団体の皆様からも、多くのご意見、さまざまな課題やニーズについてご教示いただいた。これらのご意見等も踏まえ、今回の計画案では、計画期間における目標および進捗を把握するための指標を設定し、施策が総合的・複合的に推進されるよう施策項目を再構築している。検討の過程においては、障害のある方々の文化芸術活動について、福祉と芸術の分野のみならず、関係団体・機関等の多様な分野との連携が重要であるというご意見を多くの方からいただいた。

この推進会議を通じて、皆様とのさらなる連携や協力を図り、障害のある方々の文化芸術活動がより一層推進されるよう、取り組んでいきたいと考えている。

○事務局から本会議の出席者の紹介を行い、続けて議題（1）の資料1について説明を行った。

○推進会議に係る関係省庁申し合わせの改正案について異議はなく、資料1は同日付の関係省庁申合せとして改正することについて了承された。

○事務局から議題（2）の資料2について、以下の通り説明を行った。

**【高田地域文化創生本部事務局長】**

資料2は、第2期「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（案）の概要を示している。本計画（案）の全体的な構成は、第1期計画からいくつかの変更点があるためポイントを絞って説明する。

まず、「第1 はじめに」は、計画策定にあたっての背景や経緯についてまとめたもの。第1期計画を踏まえて新たに令和5年度から5年間の計画を策定することや第1期計画期間中に合理的配慮の提供を義務づける障害者差別解消法の改正や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定について記載している。また、第1期計画期間の取組状況として、この期間中に東京オリンピック・パラリンピック競技大会があり、障害者の文化芸術活動が着実に進んできた一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で文化芸術を鑑賞している障害者の割合が減少している状況などについて触れている。

「第2 基本的な方針」については、障害者文化芸術推進法に基づく基本理念を掲げているものである。

「第3 第2期の基本計画期間において目指す姿」は、今回新しく新設されたもので第2期計画の大きなポイントとなる。第1期計画は東京オリンピック・パラリンピック競技大会に

向けて進めていたが、第2期計画は2025年の大阪・関西万博を見据えて進めていくことや合理的配慮の提供、情報保障についても留意しつつ目標を定めていくことを記載している。目標1では障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、目標2では文化施設や福祉施設等における活動の充実、目標3では地域における推進体制の構築を掲げている。それにあわせて、進捗指標を設定しており、目標1では文化芸術を鑑賞した障害者の割合、目標2では文化施設や福祉施設における取組状況、目標3では地方公共団体における計画の策定状況といった指標をもとに計画の進捗状況を見ていくこととしている。

次に、「第4 施策の方向性」については、障害者文化芸術推進法に定める11の施策にあわせて、現在政府全体で行われている施策をまとめたものや第1期計画からアップデートしたものを記載している。アクセシビリティの向上や有識者会議でご意見があった広域・全国的なネットワークづくり、大阪・関西万博に向けた取組みについて記載している。

最後に、「第5 おわりに」では、有識者会議でも議論があったとおり、きちんとこの計画をフォローアップしていく必要があるということで、中長期的に施策の実行及び検証、新たな課題への対応等について記載している。詳細については、参考資料1-1等で確認いただきたい。

○「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」（案）について異議はなく、本案をもってパブリックコメントに付すことについて了承された。

○最後に事務局から、参考資料2の改定スケジュール案のとおり、パブリックコメントを実施した後、その意見の反映等も行い、本年3月中に第2期基本計画の策定を予定している旨を説明し、議事は終了した。